

農林水産商工常任委員会資料

(平成22年2月19日)

件 名

- 1 平成21年取扱事件の概要等について 1

労働委員会事務局

平成21年取扱事件の概要等について

1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

該当なし

2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 取り扱い事件数 3件

(2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請月日	調整事項	開始月日	終結日 <区分>	調整回数	調整員
21(調)1号	X争議 (A労働組合)	あっせん	10.22	1 団体交渉の促進	11.11	12.21 <解決>	1回	(公)河本 (労)田村 (使)木下
<p><申請に至る経緯></p> <p>○ 解雇・退職に伴う解決金について団体交渉を要請しても使用者が応じようとしないうして、組合が団体交渉の促進を求めてあっせん申請をした。</p> <p>[主な主張点]</p> <p>組合側：団体交渉に応じず、質問事項を送付しても回答がない。 使用者側：話し合う内容は金銭の額に関するものなので、団体交渉ではなく事務折衝で協議すればよい。</p> <p>○ 12月16日のあっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行った上で、金銭による紛争の解決方法を定めたあっせん案を提示し、諾否の回答を双方に要請したところ、後日、双方受諾し事件は解決した。</p>								

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請月日	調整事項	開始月日	終結日 <区分>	調整回数	調整員
21(調)2号	Y争議 (B労働組合)	あっせん	11.4	1 就業規則の遵守 2 団体交渉の促進	11.30	12.10 <解決>	1回	(公)濱田 (労)池内 (使)宮城
<p><申請に至る経緯></p> <p>○ 就業規則の遵守等について団体交渉をしてきたが、使用者側が誠意のない態度で団体交渉に臨み、交渉が進まないとして組合側が、就業規則の遵守と団体交渉の促進を求めてあっせん申請をした。</p> <p>[主な主張点]</p> <p>組合側：団体交渉において、使用者は就業規則の遵守に努めると回答したが、いっこうに守られない。また、団体交渉において使用者は高圧的な態度をとるなど、不誠実な対応をするので交渉にならない。 使用者側：団体交渉には、毎回誠意をもって対応している。就業規則も遵守に努めている。</p> <p>○ 12月10日のあっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行った上で、団体交渉のあり方と今後の当該紛争の処理方法について定めたあっせん案を提示したところ、双方が受諾し事件は解決した。</p>								

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請月日	調整事項	開始月日	終結日 <区分>	調整回数	調整員
21(調)3号	Z 争議 (Z 労働組合)	あっせん	12.28	1 団体交渉の促進	1.12	2.5 <解決>	1回	(公)太田 (労)小椋 (使)宮城
<p><申請に至る経緯></p> <p>○ 賃金引下げ・ボーナスカット等の不利益変更についての合理的説明及び代償措置の具体的提示を求め団体交渉を行ったが、進展がなく、組合からのメールでの問い合わせに関しても使用者から一切返答がないとして、組合が団体交渉の促進を求めてあっせん申請をした。</p> <p>[主な主張点]</p> <p>組合側：使用者は、役員会で給与引下げの措置が決定された後に組合と団体交渉した。全てが決定した後では、交渉の意味がない。また、組合が求める説明・質問に対しても、きちんと回答しない</p> <p>使用者側：役員会で方針を決定し、団体交渉ではその方針を基に、組合と協議することとした。また、質問事項については、組合からのものも含め、全職員に対して回答している。</p> <p>○ 1月28日のあっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行った上で、団体交渉のあり方と今後の当該紛争の処理方法について定めたあっせん案を提示し、諾否の回答を双方に要請したところ、後日、双方受諾し事件は解決した。</p>								

3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 取扱事件数

件数 (件)	紛争内容 (重複集計) (件)				処理状況 (実数) (件)					
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件 等 (勤務 時間等)	職場の人間 関係・その他 (嫌がらせ等)	解決 (調 解 済 否)	取 下	打 切	不 開 始	係 属 中	平均 処理 日数
34	18	13	13	8	20	0	4	10	0	35.1日

(2) 事件の概要

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 ・打切り理由等
21(個)第1号	労働者	解雇の撤回	1.19	2.2	解決 (15日)	1回	解雇について説明・協議することで合意
21(個)第2号	労働者	解雇理由の説明	1.20	2.2	解決 (14日)	1回	解雇について説明・協議することで合意
21(個)第3号	労働者	退職一時金の見直し	1.29	2.2	解決 (5日)	1回	解決金を支払うこと等で合意

事件 番号	申請者	あつせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あつ せん 回数	あつせん結果 ・打切り理由等
21(個) 第4・5・6 ・7号	労働者	解雇に対する補償金 の支払い	2.5	3.3	不開始 (27日)	—	被申請者があつせん に応じる意思がない 旨表明したため
21(個) 第8号	労働者	解雇による精神的、 経済的損害に対する 補償	2.16	3.12	解決 (25日)	1回	解決金を支払うこと で合意
21(個) 第9号	労働者	解雇理由の説明およ び謝罪ほか	2.18	3.11	解決 (22日)	1回	解決金を支払うこと 等で合意
21(個) 第10号	労働者	未払い賃金の支払い	2.20	4.13	不開始 (53日)	—	被申請者があつせん に応じる意思がない 旨表明したため
21(個) 第11号	労働者	解雇予告手当の支払 い	2.27	3.18	解決 (20日)	1回	解決金を支払うこと 等で合意
21(個) 第12・13 号	労働者	解雇に対する誠意あ る対応及び退職後の 生活保障	3.19	4.30	解決 (43日)	1回	解決金を支払うこと で合意
21(個) 第14号	労働者	従前どおりの雇用の 継続	4.15	7.30	打切 (107日)	3回	申請者と被申請者の 主張の隔たりが大き いため
21(個) 第15号	労働者	解雇予告の撤回	4.20	5.26	打切 (37日)	—	被申請者があつせん に応じる意思がない 旨表明したため
21(個) 第16号	労働者	退職を決意させた要 因に対する謝罪等	5.11	11.11	不開始 (185日)	—	紛争の実情があつせ んに適さないものと 認められるため
21(個) 第17号	労働者	取得予定だった有給 休暇分の給与の差額 の支払いほか	5.11	6.26	解決 (47日)	1回	解決金を支払うこと 等で合意
21(個) 第18・19 ・20号	労働者	賃金の改正ほか	5.15	5.29	不開始 (15日)	—	被申請者があつせん に応じる意思がない 旨表明したため
21(個) 第21・22 ・23号	労働者	賃金の改正ほか	5.15	5.25	関与解決 (11日)	—	自主的な解決が図ら れたため

事件番号	申請者	あつせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あつせん回数	あつせん結果 ・打切り理由等
21(個) 第24号	労働者	解雇の撤回ほか	6.11	7.24	解決 (44日)	1回	条件付で雇用すること等で合意
21(個) 第25・26号	労働者	雇用保険差額相当分の支払い	6.23	8.4	解決 (43日)	1回	解決金を支払うこと等で合意
21(個) 第27号	労働者	損害賠償請求の撤回ほか	6.25	8.2	解決 (39日)	1回	損害賠償請求の撤回等で合意
21(個) 第28号	労働者	就業停止処分の撤回ほか	6.30	7.13	不開始 (14日)	—	紛争の実情があつせんに適さないものと認められるため
21(個) 第29号	労働者	退職勧奨の事実を認めることほか	7.13	9.10	打切 (60日)	—	被申請者があつせんに応じる意思がない旨表明したため
21(個) 第30号	労働者	賃金の支払いほか	8.14	9.8	打切 (26日)	1回	申請者と被申請者の主張の隔たりが大きいため
21(個) 第31号	労働者	退職するまでの有給休暇の取得を認めることほか	9.7	9.14	解決 (8日)	1回	有給休暇の取得を認めること等で合意
21(個) 第32号	労働者	不当な理由で解雇されたことに対する謝罪	9.8	9.30	解決 (23日)	1回	解決金を支払うこと等で合意
21(個) 第33号	労働者	休職中の補償ほか	10.21	12.16	解決 (57日)	1回	病院代を支払うこと等で合意
21(個) 第34号	労働者	転勤命令の撤回ほか	10.28	12.2	解決 (36日)	2回	転勤命令に従うこと等で合意

4 労働相談の対応状況

件数 (件)	相談内容 (重複集計) (件)				対応状況 (実数) (件)		
	経営又は 人事(解雇 等)	賃金等 (未払等)	労働条件 等 (勤務 時間等)	職場の人間 関係・その他 (嫌がらせ等)	説明・助言 ・資料提供	あつせん 制度説明	他機関 紹介
116	48	31	36	30	84	16	16

5 近年の取り扱い事件の動向

- 集団事件（不当労働行為救済申立、労働争議調整申請）は低位安定
- 個別労使紛争あつせん事件にシフト

取扱事件数の推移

区分		年度					
		H16	H17	H18	H19	H20	H21 (4月～12月)
集 団	不当労働行為救済申立	—	—	1	—	—	—
	労働争議調整申請	1	1	2	4	1	3
個 別	個別労働関係紛争 あつせん申請	12	5	21 全国1位	19 全国5位	27 全国3位	21 全国8位
	労働相談	—	40	40	78	114	92

〈参考〉

個別紛争の発生状況

区分		年度					
		H16	H17	H18	H19	H20	H21 (4月～12月)
労働委員会	鳥取	12	5	21	19	27	21
	中国地区	46	38	50	43	48	31
労働局	鳥取	37	37	37	63	48	21
	中国地区	458	518	498	476	474	未発表
労働審判	鳥取			5	6	8	10
	中国地区			40	45	75	未発表
計	鳥取	49	42	63	88	83	
	中国地区	504	556	588	564	597	

※ 民営事業所従業者数 鳥取県：231,654人 中国地区：3,202,049人 $\frac{\text{鳥取県}}{\text{中国地区}} = 7.2\%$

6 労働委員会のPRの取り組み

(1) 個別労使紛争解決支援センターの設置

個別労使紛争の相談、あっせんについて、県民にとってより分かりやすい組織とするため、平成21年4月1日に労働委員会の内部組織として「個別労使紛争解決支援センター」（県民公募による愛称：労使ネットとっとり）を設置するとともに相談専用フリーダイヤルを開設した。

(2) 県政番組で制度紹介

県政番組「とっとりTRY!」で、「個別労働紛争あっせん制度」の概要を労働委員会あっせん員候補者出演によるドラマ仕立てにして分かりやすく紹介し、労働委員会のPRを行った。

(3) 全国労働委員会共通ポスター・リーフレットの作成

平成21年から鳥取県をはじめとする各都道府県の労働委員会及び中央労働委員会は、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間を創設し、10月を同制度の周知月間として全国一斉に周知・広報活動を実施した。全国共同PR事業の核となるポスター・リーフレットを鳥取県労働委員会で企画・制作し、全国の労働委員会へ有償配布した（ポスター約7,000枚、リーフレット約100,000枚）。

なお、このデザインは次年度も使用されることが既に決まっている。

(4) 街頭リーフレット・ティッシュ配布

集客施設の来場者に対し、「個別労働関係紛争処理制度」紹介リーフレットや労働委員会の連絡先を記載したカードの入ったティッシュペーパーを配布し、「労使ネットとっとり」の周知を図った。なお、配布に当たっては、県中小企業労働相談所（みなくる鳥取、倉吉、米子）と連携した。

ア 東 部

日 時 平成21年10月2日（金） 午前7時30分
会 場 JR鳥取駅前（鳥取市東品治町）

イ 中 部

日 時 平成21年10月2日（金） 午前7時30分
会 場 JR倉吉駅前（倉吉市上井町）

ウ 西 部

日 時 平成21年10月2日（金） 午前7時30分
会 場 JR米子駅前（米子市弥生町）

(5) 日曜労働相談会

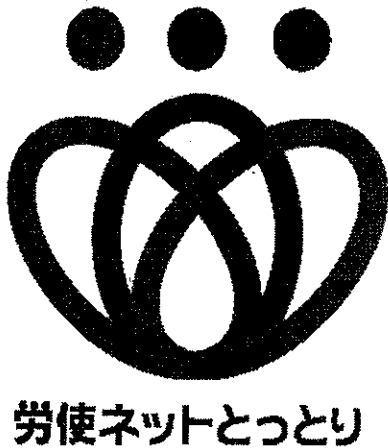
労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、日曜日開催とすることで、広く相談者を募った。

(6) バスポディー広告

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るため、東部（鳥取市周辺）、中部（倉吉市周辺）、西部（米子市・境港市周辺）の各地域1台ずつ、バスの側面に「労使ネットとっとり」の周知広告を掲載した。

期 間 平成21年10月1日から平成22年3月31日まで（予定）
内 容 「労使ネットとっとり」及び労働相談フリーダイヤルの告知

労使ネットとっとり ログマーク



全国労働委員会共通ポスター

街頭リーフレット・ティッシュ配布（米子駅前）



バスポディー広告

